

令和8・9年度独立行政法人教職員支援機構地域センター事業 公募要領

令和7年10月29日

独立行政法人教職員支援機構

1 事業名

令和8・9年度独立行政法人教職員支援機構地域センター事業

2 事業の目的

独立行政法人教職員支援機構（以下、機構という）は、教職員への総合的支援を行う全国的な中核拠点として、新たな学びの実現に向けた研修観の転換を図るための取組を行っている。

令和4年の中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～では、機構が、全国の教育委員会はもとより、大学・教職大学院、民間企業等の多様な主体とのネットワークを構築しながら、教師の資質向上に関する全国的なハブ機能を発揮することが求められている。

本事業は、教員の養成と研修にかかるこのような動向を踏まえ、機構と協定締結教職大学院等との連携を確かなものとするとともに、機構が取り組む研修観の転換、「新たな教職員の学び」をともに模索しながら、教職員研修の高度化、体系化の実現に一層寄与することを目的とする。

3 事業の内容

（1）地域センターの設置

機構は、機構と連携協定を締結している教職大学院を有する大学の中から公募の上、事業対象大学を選定する。事業対象大学は地域センターを設置する。なお、地域センターの設置場所は、原則として大学内に設置されている建物内とする。

（2）事業内容について

本事業の趣旨を踏まえ、大学の特色や地域性等を活かしつつ、①、②の観点を盛り込んだ事業を実施し、そこから得られる知見や成果を機構及び全国に広く提案・還元するものとする。

① 研修観の転換に向けた教職員の学びに関する取組

② 研修観の転換に向けた「学び合いのコミュニティ」づくりに関する取組

（3）各大学内における事業の位置付け

本事業については、大学案内やホームページへの掲載等を通して、大学の事業の一環であることを明確にする。

（4）地域センター長の任命、案内板等の掲出、ロゴタイプ等

地域センターには、各大学の代表者（地域センター長）を置くこと。

「教職員支援機構〇〇大学センター」等と記載した案内板等を掲出することが望ましい。

地域センターとして実施する事業に関する資料（教職員研修資料やそのチラシ等を含む）には機構のロゴタイプを付することで、本事業の一環であることを明確にする。

4 事業の委託先

機構と連携協定を締結する教職大学院

5 委託期間

2年間

なお、委託契約は単年度ごとに行う。

6 委託費等

本事業の実践事業等に要する経費として、1事業年度 200 万円を上限とする。ただし、2つ以上の教職大学院が連携して申請する場合は1大学追加につき 50 万円を経費加えることができる（例：3大学で申請する場合は200万円に100万円を加えた300万円が上限額となる）。

なお、機構の予算状況によっては、委託費上限の変更を行う場合がある。

7 採択予定件数

10 件程度

8 申請方法

(1) スケジュールは以下のとおりとする。

- ・申請書提出期間 令和7年11月4日（火）～11月28日（金）（締切厳守）
- ・審査（必要に応じて申請者へのヒアリング等） 令和7年12月～令和8年1月
- ・審査終了・採択結果通知 令和8年2月上旬
- ・令和8年度計画の提出 令和8年3月初旬
- ・事業契約 令和8年3月末
- ・事業開始 令和8年4月

(2) 申請に当たっては、別紙様式により申請書を作成の上、令和7年11月4日（火）～令和7年11月28日（金）の間に、機構理事長へ提出すること。

（提出方法）

提出期間内に、下記メールアドレス宛に送信すること。

メールアドレス：region@ml.nits.go.jp

※送信する際は、件名を「令和8・9年度地域センター事業申請」とし、申請書等の文書ファイルを添付すること。

※ファイルを含めメールの容量が5MBを超える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。

※機構は受信後、1週間以内に受信確認メールを送付する。受信確認メールが届かない場合は必ず連絡すること。

(3) 審査委員会において審査を実施し、委託先を選定する。審査方法については別途審査要項で定める。

9 事業の実施

(1) 契約締結

選定された大学については、「独立行政法人教職員支援機構地域センター事業実施要項」「独立行政法人教職員支援機構地域センター事業委託要領」「令和８・９年度独立行政法人教職員支援機構地域センター事業公募要領」に基づき、事業年度ごとに実施計画書を提出する。機構は、申請内容を総合的に勘案し、上限額の範囲内で機構と委託契約を締結する。なお、契約は単年度ごとに行う。契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

(2) 委託額の変更

委託先が、各事業年度の委託額の総額を変更したり、費目間で流用したりしようとするときは、あらかじめ、機構の承認を得なければならない。ただし、費目間の流用総額が、委託額の総額の 20%以内となる場合についてはこの限りでない。

(3) 中間報告

委託先は、実施状況及び経理状況に係る中間報告を、各年度の 10 月末日までに電子メールにて機構に提出すること。なお、中間報告を踏まえ、委託先に機構の担当者が訪問し、実地視察及び意見交換等を行うことがある。

(4) 報告書等の作成・提出

委託先は、事業年度ごとに実施報告書及び収支報告書を作成し、各事業年度の事業を完了した日から起算をして 30 日以内又は各事業年度末までに機構に提出する。

10 その他

本事業は、令和８・９年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては事業内容や事業予算を変更する場合があるので留意すること。